

○ 農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3536号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
第5 利子助成金等の交付の停止及び返還 1 協会は、利子助成金の交付対象者及び利子助成等補助金の交付を受ける都道府県（以下「交付対象者等」という。）に正当な理由がなく、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合であって、かつ改善の見込みがないと認められるときは、経営局長の承認を受けて協会が別に定めるところにより、利子助成金等の交付を停止し、又は既に交付した利子助成金等の全部又は一部について、加算金を付して交付対象者等から返還させることができるものとする。 （1）～（4）（略） （削る。） <u>（5）（略）</u> 2 （略） 別記様式 第4号（別表20関係） 園芸施設共済等の加入<u>及び労働環境改善の取組</u>に係る交付要件 確認表	第5 利子助成金等の交付の停止及び返還 1 協会は、利子助成金の交付対象者及び利子助成等補助金の交付を受ける都道府県（以下「交付対象者等」という。）に正当な理由がなく、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合であって、かつ改善の見込みがないと認められるときは、経営局長の承認を受けて協会が別に定めるところにより、利子助成金等の交付を停止し、又は既に交付した利子助成金等の全部又は一部について、加算金を付して交付対象者等から返還させることができるものとする。 （1）～（4）（略） <u>（5）実質化された人・農地プラン等（農林水産省経営局金融調整課長が別に定めるものをいう。以下「実質化プラン」と総称する。）において地域の中心となる経営体として位置付けられることが確実であることの証明を市町村から受けた交付対象者が、地域の中心となる経営体に位置付けられなかったとき</u> <u>（6）（略）</u> 2 （略） 別記様式 第4号（別表20関係） 園芸施設共済等の加入、<u>労働環境改善の取組及び環境負荷低減の取組</u>に係る交付要件確認表

(農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業)

(略)

農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業に基づく貸付当初5年間の利子助成金の交付を希望するため、下記のとおり交付要件確認に必要な事項を提出いたします。

記

1・2 (略)

(削る。)

(農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業)

(略)

農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業に基づく貸付当初5年間の利子助成金の交付を希望するため、下記のとおり交付要件確認に必要な事項を提出いたします。

記

1・2 (略)

3. 環境負荷低減の取組に関する事項

(1) 農業経営体である場合、以下の各取組のうち、本事業による利子助成金を受けている期間中、実施するものにチェック

ア 適正な施肥

- ☐ 肥料の適正な保管
- ☐ 肥料の使用状況等の記録・保存に努める
- ☐ 作物特性やデータに基づく施肥設計を検討
- ☐ 有機物の適正な施用による土づくりを検討

イ 適正な防除

- ☐ 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討
- ☐ 病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める
- ☐ 多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討

☐ 農薬の適正な使用・保管

☐ 農薬の使用状況等の記録・保存

ウ エネルギーの節減

☐ 農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める

☐ 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める

エ 悪臭及び害虫の発生防止

☐ 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める

オ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

☐ プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理

カ 生物多様性への悪影響の防止

☐ 病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める（再掲）

☐ 多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討（再掲）

キ 環境関係法令の遵守等

☐ みどりの食料システム戦略の理解

☐ 関係法令の遵守

☐ 農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める

☐ 正しい知識に基づく作業安全に努める

（２）畜産経営体である場合、以下の各取組のうち、本事業による利子助成金を受けている期間中、実施するものにチェック

① 共通事項

ア エネルギーの節減

- ☐ 畜舎内の照明、温度管理等施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める

イ 悪臭及び害虫の発生防止

- ☐ 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める

ウ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ☐ プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理

エ 環境関係法令の遵守等

- ☐ みどりの食料システム戦略の理解
- ☐ 関係法令の遵守
- ☐ G A P ・ H A C C P について可能な取組から実践
- ☐ アニマルウェルフェアの考えに基づいた飼養管理の考え方を認識している
- ☐ 農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める
- ☐ 正しい知識に基づく作業安全に努める

② 飼料生産を行う場合（該当しない ☐ → 3（2）③へ）

ア 適正な施肥

- ☐ 肥料の適正な保管
- ☐ 肥料の使用状況等の記録・保存に努める

イ 適正な防除

- ☐ 病虫害・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討
- ☐ 農薬の適正な使用・保管

- ☐ 農薬の使用状況等の記録・保存
- ③ 飼養頭数が一定規模以上の場合（該当しない ☐ →
3（2）④へ）
悪臭及び害虫の発生防止
- ☐ 家畜排せつ物の管理基準の遵守
- ④ 特定事業場である場合（該当しない ☐）
生物多様性への悪影響の防止
- ☐ 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守

（注）上記1及び2の事項のうち、本表とは別の書類等により確認ができるものについては、本表への記載を省略し、当該書類等の提出に代えることができます。

（注）上記1から3までの事項のうち、本表とは別の書類等により確認ができるものについては、本表への記載を省略し、当該書類等の提出に代えることができます。

別記様式 第5号（別表20関係）

（新設）

環境負荷低減の取組に係る交付要件確認表
（農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業）

農業協同組合
信用農業協同組合連合会
農林中央金庫 支店
銀行 支店
信用金庫 支店
信用協同組合 支店

御中

株式会社日本政策金融公庫 支店
沖縄振興開発金融公庫 支店

年 月 日

住所

氏名

連絡先

農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業に基づく貸付当初5年間の利子助成金の交付を希望するため、下記のとおり環境負荷低減の取組に関する事項を提出いたします。

記

1. 農業経営体である場合、以下の各取組のうち、本事業による利子助成金を受けている期間中、実施するものにチェック

ク

ア 適正な施肥

- ☐ 肥料の適正な保管
- ☐ 肥料の使用状況等の記録・保存に努める
- ☐ 作物特性やデータに基づく施肥設計を検討
- ☐ 有機物の適正な施用による土づくりを検討

イ 適正な防除

- ☐ 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討
- ☐ 病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める
- ☐ 多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討
- ☐ 農薬の適正な使用・保管
- ☐ 農薬の使用状況等の記録・保存

ウ エネルギーの節減

- ☐ 農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める
- ☐ 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める

エ 悪臭及び害虫の発生防止

- ☐ 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める

オ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ☐ プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理

カ 生物多様性への悪影響の防止

- ☐ 病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める（再掲）
- ☐ 多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討（再掲）

キ 環境関係法令の遵守等

- ☐ みどりの食料システム戦略の理解
- ☐ 関係法令の遵守
- ☐ 農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める
- ☐ 正しい知識に基づく作業安全に努める

2. 畜産経営体である場合、以下の各取組のうち、本事業による利子助成金を受けている期間中、実施するものにチェック

ク

① 共通事項

ア エネルギーの節減

- ☐ 畜舎内の照明、温度管理等施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める

イ 悪臭及び害虫の発生防止

- ☐ 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める

ウ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ☐ プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理

エ 環境関係法令の遵守等

- ☐ みどりの食料システム戦略の理解
- ☐ 関係法令の遵守
- ☐ GAP・HACCPについて可能な取組から実践
- ☐ アニマルウェルフェアの考えに基づいた飼養管理の考え方を認識している
- ☐ 農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める
- ☐ 正しい知識に基づく作業安全に努める

② 飼料生産を行う場合（該当しない ☐ → 2③へ）

ア 適正な施肥

- ☐ 肥料の適正な保管
- ☐ 肥料の使用状況等の記録・保存に努める

イ 適正な防除

- ☐ 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討
- ☐ 農薬の適正な使用・保管
- ☐ 農薬の使用状況等の記録・保存

③ 飼養頭数が一定規模以上の場合（該当しない ☐ → 2④へ）

悪臭及び害虫の発生防止

- ☐ 家畜排せつ物の管理基準の遵守

④ 特定事業場である場合（該当しない ☐ → 2⑤へ）

生物多様性への悪影響の防止

- ☐ 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守

⑤ 和牛生産を行う場合（該当しない ☐）

- ☐ 家畜改良増殖法及び家畜遺伝資源に係る不正競争防止に関する法律の遵守

個人情報の取扱いに関する同意書

個人情報については、次の範囲内で同意します。

1 利用目的

個人情報については、農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課が利子助成金の交付対象者の環境負荷低減の取組に関する確認のために利用します。

2 個人情報の管理・提供

いただいた情報の管理に当たっては、個人情報の保護に関する法律その他の法令の個人情報の保護に関する規定を遵守します。

いただいた情報については、法令に定める場合を除き、利用目的の達成に必要な関係機関以外に提供されることはありません。

☐ 個人情報の取扱いに同意する。

☐ 個人情報の取扱いに同意しない。

(注) 上記事項のうち、本表とは別の書類等により確認ができるものについては、本表への記載を省略し、当該書類等の提出に代えることができます。

別紙（別表20関係）

（新設）

環境負荷低減の取組に係る確認事項 （農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業）

1. 基本事項

・氏名

・住所

・連絡先

2. チェック項目（農業経営体向け）

（1）適切な施肥

- ① 肥料の適切な保管
- ② 肥料の使用状況等の記録・保存に努める
- ③ 作物特性やデータに基づく施肥設計の検討
- ④ 有機物の適切な施用による土づくりの検討

（2）適切な防除

- ⑤ 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討
- ⑥ 病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める
- ⑦ 多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除の検討
- ⑧ 農薬の適切な使用・保管
- ⑨ 農薬の使用状況等の記録・保存

（3）エネルギーの節減

- ⑩ 農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める
- ⑪ 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める

（4）悪臭及び害虫の発生防止

- ⑫ 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める

（5）廃棄物の発生抑制、適切な循環的な利用及び適正な処分

- ⑬ プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理

（6）生物多様性への悪影響の防止

- ⑭ 病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める
- ⑮ 多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除の検討

（7）環境関係法令の遵守等

- ⑯ みどりの食料システム戦略の理解
- ⑰ 関係法令の遵守
- ⑱ 農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める

⑭ 正しい知識に基づく作業安全に努める

3. チェック項目（畜産経営体向け）

（1）適切な施肥

- ① 肥料の適切な保管 ※飼料生産を行う場合
- ② 肥料の使用状況等の記録・保存に努める ※飼料生産を行う場合

（2）適切な防除

- ③ 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討 ※飼料生産を行う場合
- ④ 農薬の適切な使用・保管 ※飼料生産を行う場合
- ⑤ 農薬の使用状況等の記録・保存 ※飼料生産を行う場合

（3）エネルギーの節減

- ⑥ 畜舎内の照明、温度管理等施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める

（4）悪臭及び害虫の発生防止

- ⑦ 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
- ⑧ 家畜排せつ物管理基準の遵守 ※飼養頭数が一定規模以上の場合

（5）廃棄物の発生抑制、適切な循環的な利用及び適正な処分

- ⑨ プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理

（6）生物多様性への悪影響の防止

- ⑩ 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守 ※特定事業場である場合

（7）環境関係法令の遵守等

- ⑪ みどりの食料システム戦略の理解
- ⑫ 関係法令の遵守
- ⑬ GAP・HACCPについて可能な取組から実践
- ⑭ アニマルウェルフェアの考えに基づいた飼養管理の考え方を認識している
- ⑮ 農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める

⑩ 正しい知識に基づく作業安全に努める

⑪ 家畜改良増殖法及び家畜遺伝資源に係る不正競争防止法に関する法律の遵守 ※和牛生産を行っている場合

別表20（令和元年度以降の措置に係る利子助成対象資金）

1（令和元年度措置に係るもの）

利子 助成 対象 資金	対象要件	利子 助成 対象 期間	対象 融資 枠
(1) 農業経営基盤強化資金	次のア又はイのいずれかに掲げる農業経営基盤強化資金 ア <u>実質化された人・農地プラン等</u> （農林水産省経営局金融調整課長が別に定めるものをいう。以下「 <u>実質化プラン</u> 」と総称する。）に地域の中心となる経営体として位置付けられた農業者（実質化プランに地域の中心となる経営体として位置付けられることが確実であることの証明を市町村から受けた農業者を含む。以下同じ。）に対し、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に貸付決定が行われた農業経営基盤強化資金。 ただし、基盤強化資金実施要綱	貸付当初5年間	900億円

別表20（令和元年度以降の措置に係る利子助成対象資金）

1（令和元年度措置に係るもの）

利子 助成 対象 資金	対象要件	利子 助成 対象 期間	対象 融資 枠
(1) 農業経営基盤強化資金	次のア又はイのいずれかに掲げる農業経営基盤強化資金 ア <u>実質化プラン</u> に地域の中心となる経営体として位置付けられた農業者（実質化プランに地域の中心となる経営体として位置付けられることが確実であることの証明を市町村から受けた農業者を含む。以下同じ。）に対し、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に貸付決定が行われた農業経営基盤強化資金。 ただし、基盤強化資金実施要綱第3の2の（7）の資金を除く。イにおいて同じ。	貸付当初5年間	900億円

	第3の2の(7)の資金を除く。イにおいて同じ。 イ (略)		
(2)～ (8) (略)	(略)	(略)	(略)

(注)

1～5 (略)

2～6 (略)

	イ (略)		
(2)～ (8) (略)	(略)	(略)	(略)

(注)

1～5 (略)

2～6 (略)

7 (令和7年度措置に係るもの)

(新設)

利子助成 対象資金	対象要件	利子助成 対象期間
(1) 農業経営基盤 強化資金	農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画のうち目標地図（同条第3項の地図をいう。）に位置付けられた者（認定農業者（同法第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。）、認定新規就農者（同法第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。）、集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号ハに定める組織をいう。）、市町村基本構想（農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想をいう。）に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者をいい、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故の影響により、避難区域や作付制限区域等が設定された福島県の田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、同郡檜葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村及び相馬郡飯舘村並びに令和6年能登半島地震の被災市町（石川県の七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋郡志賀町、鳳珠郡穴水町及び同	貸付当初 5年間

	郡能登町に限る。) にあっては、実質化プランに位置付けられた中心経営体を含む。以下「目標地図に位置付けられた者」という。) 又は農地中間管理機構から農用地等を借り受けた農業者に対し、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に貸付決定が行われた農業経営基盤強化資金。 ただし、基盤強化資金実施要綱第 3 の 2 の (7) の資金を除くものとし、個人にあっては 3 億円以下、法人にあっては 10 億円以下の部分に限るものとする。
(2) 農業近代化資金（金利負担軽減特例分）	認定農業者等であり、かつ、目標地図に位置付けられた者又は農地中間管理機構から農用地等を借り受けた農業者に対して融通されたものであって、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に都道府県の利子補給承認又は利子助成金の交付決定が行われた農業近代化資金又は農林中央金庫から融通された政府の利子補給に係る農業近代化資金。 ただし、近代化要綱第 2 の 3 の (1) のカの (ア) 及び (イ) に掲げる資金を除く。
(3) 農林漁業セーフティネット資金（災害関連資金）	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農林漁業セーフティネット資金。
(4) 農林漁業施設資金（災害関連資金）	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農林漁業施設資金。
(5) 農業基盤整備資金（災害関連資金）	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農業基盤整備資金。
(6) 農業経営基盤強化資金（災害関連資金）	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農業経営基盤強化資金。
(7) 経営体育成強	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に、農林水産省経営局金融調整課

<u>化資金（災害関連資金）</u>	<u>長が別に定める要件を満たす者に対して融通された経営体育成強化資金（経営体育成強化資金実施要綱（平成13年5月1日付け13経営第303号農林水産事務次官依命通知）第2のⅡに定める資金及び経営体育成強化資金実施要綱（平成13年5月1日付け府沖振第277号内閣府沖縄振興局長通知）第2のⅡに定める資金を含む。）。</u>
<u>(8) 農林漁業経営資本強化資金（災害関連資金）</u>	<u>令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農林漁業経営資本強化資金（農林漁業経営資本強化資金実施要綱（令和5年3月31日付け4経営第3160号農林水産事務次官依命通知）第2に定める資金（農業を営む者に貸し付けられるものに限る。）及び農林漁業経営資本強化資金実施要綱（令和5年3月31日付け府沖振第65号内閣府沖縄振興局長通知）第2に定める資金（農業を営む者に貸し付けられるものに限る。）をいう。以下同じ。）。</u>
<u>(9) 農業近代化資金（災害関連資金）</u>	<u>令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に、都道府県の利子補給承認又は利子助成金の交付決定が行われ、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農業近代化資金又は令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に、農林中央金庫から農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された政府の利子補給に係る農業近代化資金。</u>
<u>(10) 農業経営負担軽減支援資金（災害関連資金）</u>	<u>令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に、都道府県の利子補給承認が行われ、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農業経営負担軽減支援資金。</u>

(注)

- 1 補助残融資資金については、利子助成の対象とはしないものとする（農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に災害復旧等に係る事業を対象として(3)から(10)までに掲げる資金を融通する場合を除く。）。
- 2 (1)に係る法人への助成は、本事業のほか、担い手経営発展支援金融対策事業その他の農業経営基盤強化資金に係る利子助成事業の対象となった貸付残高と通算して、20億円までを利子助成の対象とする。
- 3 (1)に係る助成については、次のアからウまでの要件を満たすことを、(2)に係る助成については、次のアの要件を満たすことを、園芸施設共済等の加入及び労働環境改善の取組に係る交付要件確認表（別記様式第4号）及び環

境負荷低減の取組に係る交付要件確認表（別記様式第5号）により確認ができる者に限る。また、ウの実施状況の報告のため、利子助成金交付決定日から1年を目途に、別紙に記載された内容を農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱第4の2に規定する交付希望者への通知に記載されたリンク先の農林水産省ウェブサイトから入力し、農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課へ提出するよう努めること。

ア 交付要件確認表中の園芸施設共済等について、本事業による利子助成金の交付を受けている間、加入する意向があること。

イ 交付要件確認表中の労働環境改善の各取組について、本事業による利子助成金の交付を受けている間、実施する意向があること。

ウ 交付要件確認表中の環境負荷低減の各取組について、本事業による利子助成金の交付を受けている間、実施すること。

4 沖縄ひとり親支援貸付利率特例制度及び沖縄人材活躍推進貸付利率特例制度の適用を受ける場合については、利子助成の対象とはしないものとする。

別表21（令和元年度以降の措置に係る交付決定分の実質負担利率軽減幅）

1 株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫から融通する資金

① ～ ⑦⑥ （略）

⑦⑦ 令和7年3月19日から令和7年3月31日までの間に融通されたもの

⑦⑧ 令和7年4月1日以降に融通されたもの

資金の種類	償還期限	実質負担利率の軽減幅
-------	------	------------

別表21（令和元年度以降の措置に係る交付決定分の実質負担利率軽減幅）

1 株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫から融通する資金

① ～ ⑦⑥ （略）

⑦⑦ 令和7年3月19日以降に融通されたもの

（新設）

(1)、(3)、(4)、 (9)、(14)	6年以下	1. 1 5 %
	6年を超え8年以下	1. 2 5 %
	8年を超え10年以下	1. 3 5 %
	10年を超え12年以下	1. 4 5 %
	12年を超え14年以下	1. 5 5 %
	14年を超え16年以下	1. 6 5 %
	16年を超え25年以下	1. 7 0 %
(2)	6年以下	1. 1 5 %
	6年を超え8年以下	1. 2 5 %
	8年を超え10年以下	1. 3 5 %
	10年を超え12年以下	1. 4 5 %
	12年を超え14年以下	1. 5 5 %
	14年を超え15年以下	1. 6 5 %
(5)		2. 0 0 %
(6)、(10)		1. 8 5 %
(7)、(8)、(11)、 (12)、(13)、(15)		1. 7 0 %
(16)		成功判定区分が 「高」の場合 2. 0 0 % 「低」の場合 0. 5 0 %

(※1) ～ (※10) (略)

2 農業協同組合その他の金融機関から融通する資金

(1) 農業近代化資金

(※1) ～ (※10) (略)

2 農業協同組合その他の金融機関から融通する資金

(1) 農業近代化資金

① ～ ⑦⑥ (略)

⑦⑦ 令和7年3月19日から令和7年3月31日までの間に融通されたもの

⑦⑧ 令和7年4月1日以降に融通されたもの
(金利負担軽減特例分、災害関連資金)

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>1. 7 0 %</u>	<u>1. 7 0 %</u>

(認定農業者等向け特例分)

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>償還期限</u>	<u>農業経営 基盤強化 資金の貸 付金利水 準</u>	<u>実質負担利 率の軽減幅</u>
<u>1. 7 0 %</u>	<u>6年以下</u>	<u>1. 1 5 %</u>	<u>農業近代化 資金の貸付 金利－農業 経営基盤強 化資金の貸 付金利水準</u>
	<u>6年を超え8年以下</u>	<u>1. 2 5 %</u>	
	<u>8年を超え10年以下</u>	<u>1. 3 5 %</u>	
	<u>10年を超え12年以下</u>	<u>1. 4 5 %</u>	
	<u>12年を超え14年以下</u>	<u>1. 5 5 %</u>	
	<u>14年を超え15年以下</u>	<u>1. 6 5 %</u>	

(2) 農業経営負担軽減支援資金

① ～ ②⑤ (略)

① ～ ⑦⑥ (略)

⑦⑦ 令和7年3月19日以降に融通されたもの

(新設)

(2) 農業経営負担軽減支援資金

① ～ ②⑤ (略)

②⑥ 令和7年3月19日から令和7年3月31日までの間に融通されたもの

②⑦ 令和7年4月1日以降に融通されたもの

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>1. 70%</u>	<u>1. 70%</u>

(注)

1～3 (略)

4 2の(1)の②⑧の認定農業者等向け特例分については、別表20の6の(3)に係る利子助成に限り適用する。

②⑥ 令和7年3月19日以降に融通されたもの

(新設)

(注)

1～3 (略)

(新設)

附 則

- 1 この通知は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の別表に掲げる対象要件に該当するとして利子助成金の交付対象者となった者に対する第5の規定の適用については、なお従前の例による。